

フローティングドック規則

フローティングドック規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 26 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2023 年 6 月 30 日 規則 第 26 号
フローティングドック規則の一部を改正する規則

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

5 章 構造強度

5.1 一般

5.1.1 材料

-2.(2)を次のように改める。

-2. ドックの主要構造部材として使用する圧延鋼材の使用区分は次の(1)及び(2)によらなければならない。

- (1) 軟鋼を使用する場合、鋼船規則 K 編に規定する KA として差し支えない。ただし、ドックの中央部の $0.4 L$ 内の甲板、外板及びその桁等の主要部材で板の厚さが 30 mm を超えるものは KD としなければならない。
- (2) 高張力鋼を使用する場合、鋼船規則 C 編 ~~1.1.11~~ 編 3.2.2 を準用しなければならない。

5.2 縦強度

5.2.7 を次のように改める。

5.2.7 座屈

ドックの縦強度部材は、鋼船規則 C 編 ~~15.41~~ 編 5.3 を参照して座屈強度の検討を行わなければならない。

附 則

1. この規則は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶